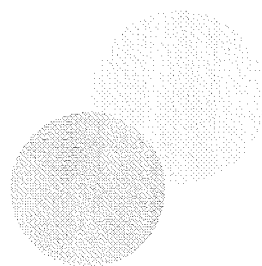


2010 冬の無料公開セミナー



科目別プレレクチャー

速修スタートダッシュセミナー 〔消費税法〕

なるほどナットク! 消費税法

TAC 税理士講座

＜TAC＞無断複写・複製を禁じます

目 次

テーマ1 「消費税法」の科目の特徴

① 消費税法学習上の特徴	1
② 本試験での出題傾向	1
③ 本試験の過去の受験者数、合格者数及び合格率	2
④ 速修コースからの学習スケジュール（T A Cのカリキュラム）	2

テーマ2 消費税の概要

① 消費税の性格	3
② 消費税法関連条文	7

テーマ3 取引の分類

① 取引の分類	8
② 課税の対象	8
③ 非課税取引	9
④ 免税取引	10

テーマ4 会計処理の方法

① 消費税の経理方法	11
② 経理処理の具体例	12
③ 消費税の会計処理と注記事項	14
④ 本試験における出題	14

テーマ 1

「消費税法」の科目の特徴

1 消費税法学習上の特徴

消費税法は、ボリューム的には、法人税法、所得税法、相続税法に比べて少なく、短時間で受験レベルに達することが可能である。

消費税法の本試験では、理論問題と計算問題が出題されるため、理論と計算、両方の学習を進めていくこととなるが、理論に関しては、個別理論で40問強しかなく、これを確実に暗記していれば、本試験には十分対応できるだろう。したがって、仕事を持ちながら勉強する方、他の科目を学習している方など、なかなか勉強時間が確保できなかったり、忙しくて時間が限られている方にも適していると言える。

2 本試験での出題傾向

本試験は、第一問が理論問題、第二問が計算問題の出題となっている。

- (1) 理論問題…… 近年の本試験の傾向は、1題が「個別理論」、1題が2つ以上の個別理論を組み合わせで解答する「応用理論」又は具体的な事例が与えられる「事例理論」の出題となっている。ただし、「応用理論」又は「事例理論」に対しては、数多く覚えた「個別理論」を組み合わせることにより対応できる。

したがって、「個別理論」の暗記が合格には必要不可欠と言える。

- (2) 計算問題…… 損益計算書を基にした総合計算問題が1題出題されるパターンが続いていたが、第60回（平成22年度）の試験では、総合計算問題に加えて、初めて個別問題が出題され、2問形式の出題であった。

内容的には、毎年新たな論点が必ず1つは出題されるが、授業や問題集等で出題された範囲内で解答できれば十分であろう。近年は、ボリュームも多く、かつ、難易度も上昇しつつあり、計算過程における部分点を積み重ねることがポイントとなっている。

したがって、しっかり勉強した人から合格していくという傾向にあると言える。

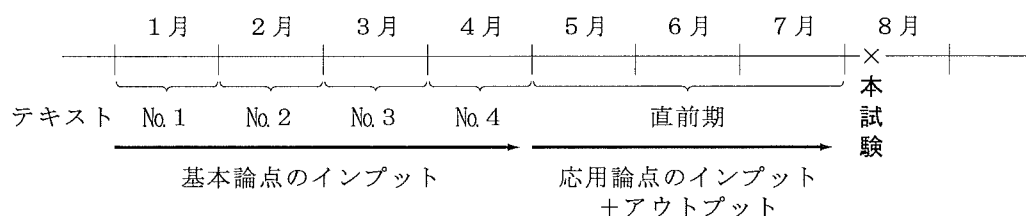
いずれにしても、授業に休まず出席して、TACの教材をしっかりとこなせば、恐れることはないだろう。

③ 本試験の過去の受験者数、合格者数及び合格率

	受験者数	合格者数	合格率
第53回（平成15年度）	10,713人	1,083人	10.1%
第54回（平成16年度）	10,957人	1,131人	10.3%
第55回（平成17年度）	10,775人	1,178人	10.9%
第56回（平成18年度）	10,963人	1,260人	11.5%
第57回（平成19年度）	11,144人	1,130人	10.1%
第58回（平成20年度）	10,773人	1,428人	13.3%
第59回（平成21年度）	10,857人	1,344人	12.4%

④ 速修コースからの学習スケジュール（TACのカリキュラム）

講義は週1回であるため、TACに来られる時間が少ない人や複数の科目を受験する方にお薦めである。



テーマ 2

消費税の概要

1 消費税の性格

(1) 消費税はものの消費に対して広く薄く課税

物品やサービスの国内における「消費」に対して課される税金で、課税物品が特定されていないことから「一般消費税」と呼ばれている。

消費税は、酒税などのように特定の物品やサービスに課税する「個別消費税」とは異なり、原則として国内におけるすべての商品の販売、サービスの提供に対して課税されている。

輸入取引に関しても、国内で消費することを目的としていることから、課税されている。

このように、消費税は、課税物品を特定せず、消費に広く薄く負担を求めることから、「一般消費税」と呼ばれている。

法 律	課 税 対 象	税 率
消費税法	物やサービスの消費（広く課税）	一律5%（薄く課税）
所得税法	個人の所得	5%～40%超過累進課税
法人税法	法人の所得	30%（普通法人等）
相続税法	財 産	10%～50%超過累進課税

(2) 消費税の課税権者

消費税の税率は5%であるが、この内訳は4%が国税、1%が地方税である。

税を課す者（課税権者）が誰であるかという観点で税金を区分した場合、国が課す税金を「国税」、都道府県等の地方公共団体が課す税金を「地方税」という。

消費税の税率は5%であるが、この内訳は、国税4%、地方税1%となっている。

国 税	「消費税(税率4%)」「法人税」「所得税」「相続税」等
地方税	「消費税(税率1%)」「固定資産税」「事業税」「住民税」等

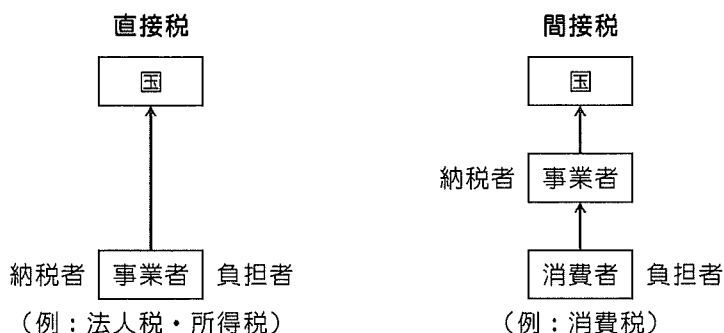
(3) 消費税は間接税

間接税とは、納税義務者と担税者が一致しない税金をいう。

納税者が誰であるかという観点で税金を区分した場合、税の負担者と納税者が同一である税金を「直接税」、税の負担者と納税者が異なる税金を「間接税」という。

消費税は、法律上の納税者（事業者）と実際の税の負担者（消費者）が一致せず、税負担の転嫁が行なわれることから、間接税であるといえる。

【図 解】



直接税	「法人税」「所得税」「相続税」等
間接税	「消費税」「酒税」等

(4) 消費税学習上の用語

事 業 者	「個人事業者」と「法人」をいう。
課 税 期 間	個人事業者：1月1日～12月31日（暦年） 法 人：事業年度
売 上 げ (収 入)	消費税法における「売上げ」は、会計における売上げより広い概念である。 棚卸資産に限らず、資産等を売ればすべて「売上げ」である。
仕 入 れ (支 出)	「売上げ」同様、棚卸資産に限らず、資産等を買えばすべて「仕入れ」である。
課税売上げ	上記の売上げのうち消費税が課税されるものをいう。
課税仕入れ	上記の仕入れのうち消費税が課税されるものをいう。

(5) 消費税の仕組み

課税売上げに係る消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除することにより納付税額を求める「多段階累積控除」の仕組みを採用している。

消費税は、事業者負担を求めるものではなく、事業者の販売する商品やサービスの価格に税額を上乗せさせて、最終的には商品などを消費した者が負担するものである。その流通の過程の各段階で二重三重に消費税が課税されないように、「多段階累積控除」の仕組みが採られている。

※ 税 率

消費税の税率は5%であるが、この内訳は、国税4%、地方税1%となっている。簿記論、財務諸表論の試験においては、税率は5%を使用するが、消費税法の試験では、国税4%部分に着目して学習することとなる。

	<製造業者>		<卸売業者>		<小売業者>		<消費者>
	売上		仕入 売上		仕入 売上		購入
本体価格	3,000		3,000	5,000	5,000	8,000	8,000
税金 (税率4%)	120		120	200	200	320	320
	120		80		120		320
	納 付		納 付		納 付		負 担
販売時の税額	120		200		320		
購入時の税額			120		200		
納付税額	120	+	80	+	120	=	320

※ 各事業者の納付税額の合計が、消費者が負担した消費税額と一致する。

消費税の仕組みを一事業者の立場で考えると、資産の購入時に消費税を支払い、販売時に消費税を預かることとなり、その事業者は、「預かった消費税額」から「支払った消費税額」を差し引いて「納付税額」を計算し、納めることとなる。

その「納付税額」は、上図の<小売業者>を例に取るならば、次のようになる。

「預かった消費税額 320円」－「支払った消費税額 200円」＝「納付税額 120円」

(仮受消費税) (仮払消費税) (納付税額)

【参 考】消費税法における納付税額の基本的計算パターン

(1) 課税標準額に対する消費税額（預かった消費税額の計算）

「預かった消費税額」の消費税法上の正式名称は「課税標準額に対する消費税額」といい、以下の手順で計算する。

① 「課税標準額」を求める。

イ 一課税期間中に行った課税売上げを税込みのまま、すべて合計する。

ロ イの金額に $\frac{100}{105}$ を乗じる。（税抜きにする。）

ハ ロの金額の千円未満の端数を切り捨てる。

② 「課税標準額に対する消費税額」を求める。

①の課税標準額に4%を乗じる。

(2) 控除対象仕入税額（支払った消費税額の計算）

「支払った消費税額」の消費税法上の正式名称は「控除対象仕入税額」といい、以下の手順で計算する。

① 一課税期間中に行った課税仕入れを税込みのまま、すべて合計する。

② ①の金額に $\frac{4}{105}$ を乗じる。（国税部分を求める。）

(3) 差引税額の計算

① 「課税標準額に対する消費税額」から「控除対象仕入税額」を差し引く。

② 百円未満の端数を切り捨てる。

※ 差引いてマイナスとなった場合は、「控除不足還付税額」として税額が還付される。
この場合には、百円未満の端数は切り捨てない。

(4) 納付税額の計算

中間納付として税金を前払いしている場合には、「差引税額」から「中間納付消費税額」を差し引いて「納付税額」を計算する。

※1 「中間納付消費税額」とは、一課税期間に納付すべき消費税額の一部を前払いしたものをいう。

※2 差し引いてマイナスとなった場合は、「中間納付還付税額」として税額が還付される。

【練習問題】一消費税法における納付税額の計算一

次の場合における納付すべき消費税額を求めなさい。

課税売上高	126,211,680円
課税仕入高	89,250,420円
中間納付消費税額	700,000円

【解 答】

- (1) 課税標準額

$$126,211,680円 \times \frac{100}{105} = 120,201,600円 \longrightarrow 120,201,000円$$

(千円未満切捨)

- (2) 課税標準額に対する消費税額

$$120,201,000円 \times 4\% = 4,808,040円$$

- (3) 控除対象仕入税額

$$89,250,420円 \times \frac{4}{105} = 3,400,016円$$

- (4) 差引税額

$$4,808,040円 - 3,400,016円 = 1,408,024円 \longrightarrow 1,408,000円$$

(百円未満切捨)

- (5) 納付すべき消費税額

$$1,408,000円 - 700,000円 = 708,000円$$

2 消費税法関連条文

- (1) 消費税法
- (2) 国税通則法
- (3) 国税徴収法
- (4) 関税法
- (5) 関税定率法
- (6) 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律
- (7) 租税特別措置法
- (8) 災害減免法

テーマ 3

取引の分類

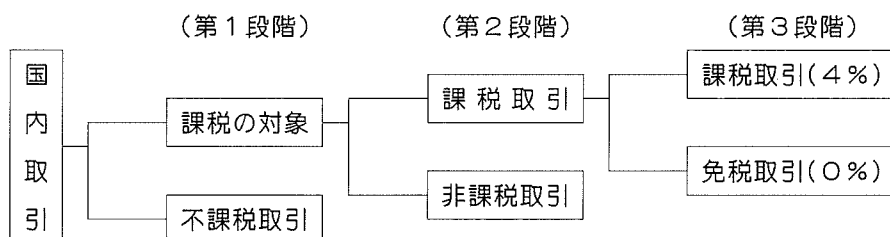
1 取引の分類

(1) 概 要

テーマ2で示したように、消費税の納付税額は売上金額と仕入金額から「預かった消費税額」と「支払った消費税額」をそれぞれ計算することにより求める。したがって、消費税の納付税額を計算するにあたっては、どの取引に消費税が課税され、どの取引に課税されないのかを判断できなければならない。

(2) 国内取引の分類

国内で行う取引については、次の各段階に従って分類し、最終的に「課税取引（4％）」に分類された取引にのみ消費税が課税されることとなる。



2 課税の対象

(1) 課税の対象と不課税取引

第1段階の分類は、「課税の対象」と「不課税取引」に分けることである。

課税の対象とは「消費税法が適用されるもの」という意味である。この課税の対象とならない取引を不課税取引といい、消費税の計算では考慮しない。

(2) 課税の対象となるための4要件

次の4つの要件をすべて満たす取引が課税の対象となる。

- ① 国内において行うものであること。
- ② 事業者が事業として行うものであること。
- ③ 対価を得て行うものであること。
- ④ 資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供であること。

③ 非課税取引

(1) 非課税取引と課税取引

第2段階の分類は、課税の対象を「非課税取引」と「課税取引」に分けることである。

非課税取引とは、消費に負担を求める税の性格から課税することになじまないものや、政策的に課税することが適当でないものについて、課税しないこととしている取引をいう。

国内取引の非課税は下記15項目の限定列举である。

	非 課 税 項 目	課 税 と な る も の
課税することになじまないもの	① 土地等の譲渡、貸付け	・ 1月未満の貸付け ・ 駐車場等の施設の利用に伴う土地の貸付け ・ 土地売買に係る仲介手数料
	② 有価証券等の譲渡	・ ゴルフ場利用株式の譲渡 ・ 有価証券売買に係る仲介手数料
	③ 利子、保証料、保険料など	
	④ 郵便切手類、印紙、証紙の譲渡 (特定の販売所での譲渡に限る)	
	⑤ 物品切手等（商品券など）の譲渡	
	⑥ 住民票、戸籍抄本等の行政手数料	
	⑦ 外国為替業務	
政策的に課税が適当でないもの	⑧ 社会保険医療など	・ 自由診療、人間ドック、健康診断
	⑨ 介護保険サービス、社会福祉事業など	
	⑩ 助産に係る資産の譲渡等	
	⑪ 埋葬料、火葬料	・ 葬式費用、花輪代
	⑫ 身体障害者用物品の譲渡、貸付けなど	
	⑬ 学校教育に係る役務の提供(授業など)	・ 学習塾、予備校の受講料
	⑭ 教科用図書の譲渡	・ 教科用図書の配送
	⑮ 住宅の貸付け（注）	・ 1月未満の貸付け ・ 事務所、店舗、別荘等の貸付け（注）

（注）共益費、権利金、更新料等（いずれも返還しないものに限る。）は、貸付けに係る対価と考えて、その家賃と同様に取り扱う。

4 免税取引

(1) 免税取引と課税取引

第3段階の分類は、課税取引を「免税取引（0%）」と「課税取引（4%）」に分けることである。

免税取引は、課税取引のうち、一定のもの（＝輸出取引等）について消費税が免除される取引である。免税取引は、以下の理由により設けられている。

① 消費地課税主義

国内で消費される商品やサービスについて税負担を求めることを「消費地課税主義」といい、この考え方により日本の消費税は課税されている。したがって、日本の消費税を輸出先である国外（法施行地外）に居住する者に負担させることを防ぐため、法施行地外で消費される輸出取引等については、消費税を免除している。

② 国際競争力の低下防止

輸出されるものに対して消費税を課税すると、輸出を行う国内企業に対して、国際市場での競争力の低下を招くおそれがある。したがって、この競争力低下を防ぐため、輸出取引等については消費税を免除している。

(2) 輸出取引等の範囲

① 国内からの輸出として行われる資産の譲渡又は貸付け

② 国際運輸、国際通信、国際郵便等 など

テーマ 4

会計処理の方法

1 消費税の経理方法

消費税の会計処理については、消費税額を売上高及び仕入高に含めないで区分して処理する方法（税抜経理）と消費税額を売上高及び仕入高に含めて処理する方法（税込経理）がある。

経理方法は任意であり、いずれの方法を採用しても納付税額は同額となる。

区 分	税 抜 経 理	税 込 経 理
処 理	消費税額を売上高及び仕入高に含めないで区分して処理する方法 ① 取引時税抜処理 ② 決算時税抜処理	消費税額を売上高及び仕入高に含めて処理する方法
特 徴	売上げ又は仕入に係る消費税額は、仮受消費税又は仮払消費税とされ、企業を通り過ぎるだけの税金にすぎないため、企業の損益は消費税によって影響されないが、税抜計算の手数がかかる。	売上げ又は仕入に係る消費税額は、売上対価、資産の取得価額又は役務提供の対価の額に含まれるため、企業の損益は消費税によって影響されることになるが、税抜計算の手数が省ける。
売上げに係る消費税額	仮受消費税とする。	売上げに含めて収益として計上する。
仕入に係る消費税額	仮払消費税とする。	仕入金額、資産の取得価額又は役務提供の対価の額とする。
納 付 税 額	仮受消費税から仮払消費税を控除した金額の支出とし、損益には関係させない。	租税公課として損金（必要経費）に算入する。
還 付 税 額	仮払消費税から仮受消費税を控除した金額の入金とし、損益には関係させない。	雑収入として益金（収入金額）に算入する。

2 経理処理の具体例

(1) 原則的処理

消費税法の基本的な考え方は課税売上割合が95%以上の事業者であり、具体的な取引における仕訳は次のとおりである。

【取引】

① 仕入時

商品 8,400,000円(税込み)を仕入れ、代金を買掛金とした。

② 仕入戻し時

仕入商品 525,000円(税込み)を返品した。

③ 売上時

商品 12,600,000円(税込み)を売上げ、代金を売掛金とした。

④ 売上戻り時

商品 1,050,000円(税込み)の売上返品があった。

⑤ 貸倒れ時

売掛金 630,000円(税込み)が回収不能となり、貸倒れとした。

⑥ 償却債権取立時

過年度に貸倒れの処理をしていた売掛金 1,575,000円(税込み)につき、現金で全額回収した。

⑦ 課税期間末

決算

⑧ 納付時

消費税額 220,000円を現金で納付した。

区 分	仕	訳
	税 抜 経 理 方 式	税 込 経 理 方 式
①	(仕 入) 8,000,000円 (仮払消費税) 400,000円 (買 掛 金) 8,400,000円	(仕 入) 8,400,000円 (買 掛 金) 8,400,000円
②	(買 掛 金) 525,000円 (仕 入) 500,000円 (仮払消費税) 25,000円	(買 掛 金) 525,000円 (仕 入) 525,000円
③	(売 掛 金) 12,600,000円 (売 上) 12,000,000円 (仮受消費税) 600,000円	(売 掛 金) 12,600,000円 (売 上) 12,600,000円
④	(売 上) 1,000,000円 (仮受消費税) 50,000円 (売 掛 金) 1,050,000円	(売 上) 1,050,000円 (売 掛 金) 1,050,000円

⑤	(貸倒損失) 600,000円 (仮受消費税) 30,000円 (売掛金) 630,000円	(貸倒損失) 630,000円 (売掛金) 630,000円
⑥	(現金) 1,575,000円 (償却債権取立益) 1,500,000円 (仮受消費税) 75,000円	(現金) 1,575,000円 (償却債権取立益) 1,575,000円
⑦	(仮受消費税) 595,000円 (仮払消費税) 375,000円 (未払消費税) 220,000円	—
⑧	(未払消費税) 220,000円 (現金) 220,000円	(租税公課) 220,000円 (現金) 220,000円

※ 仮受消費税より仮払消費税の方が多い場合には、差額に相当する消費税額の還付を受けることになる。仮受消費税 595,000円、仮払消費税 1,000,000円とすると、以下の通りとなる。

⑦ 課税期間末

決算

⑧ 還付時

消費税額 405,000円の還付を現金で受けた。

⑦	(仮受消費税) 595,000円 (未収消費税) 405,000円 (仮払消費税) 1,000,000円	—
⑧	(現金) 405,000円 (未収消費税) 405,000円	(現金) 405,000円 (雑収入) 405,000円

【研究】課税売上割合が95%未満である事業者

(2) 例外的処理

課税売上割合が95%未満である事業者については、期末において次の処理を行う。

まず、仮払消費税を消費税法において税額控除される仕入控除対象消費税額と税額控除されない仕入控除対象外消費税額とに区分する。次に、仕入控除対象消費税額については、仮受消費税から控除する。また、消費税法において税額控除されない仕入控除対象外消費税額については、税法（所得税法及び法人税法）において一定の方法により費用処理するなどの規定がある。

③ 消費税の会計処理と注記事項

財務諸表においては、重要な会計方針について記載（注記）を行わなければならないこととされている。

(1) 消費税には2つの処理方法がある。

① 税抜方式

仕入税（仕入等に係る消費税）を仮払消費税で、販売税（売上等に係る消費税）を仮受消費税で処理する方法

② 税込方式

仕入税を資産の取得原価又は費用に含め、販売税を収益に含める方法

(2) 注記事項

税抜方式と税込方式のいずれを採用している場合にも、これを「重要な会計方針」として注記する。

《文 例》

消費税等の会計処理は税抜方式（税込方式）によっている。

④ 本試験における出題

本試験は、税込経理方式での出題が通例であるが、第59回（平成21年度）の試験では、税抜経理方式の問題が出題されている。

なお、税抜経理方式の問題では、基本的取引金額を下記のように税込金額に戻す処理をして税額計算（P. 6 参照）を行っていくこととなる。

本体価格（税抜）＋ 仮受（又は仮払）消費税等（＝税込金額）